

継続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長  
庁内各局部課長 殿  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙人発第61号  
令和6年3月29日  
警察庁長官官房長

警察官及び皇宮護衛官の階級等の英訳について（通達）

警察官及び皇宮護衛官の階級等について従来より用いられている英訳には、実際上の職責が必ずしも的確に表されていないものがあるなどの問題点が認められる。

そこで、各階級等の職責を的確に表すため、下記のとおり、警察官及び皇宮護衛官の階級等の英訳を改め、もって日本警察における国際関係業務の円滑な推進を図ることとするので、遺漏のないようにされたい。

記

1 警察官及び皇宮護衛官の階級等の英訳

別紙のとおりとする。

2 留意事項

(1) 警察手帳の取扱い

警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第2条及び別図1並びに第3条及び別図2（別添資料1）により、警察手帳には階級の英訳を記載することとされているが、現に警察官及び皇宮護衛官が貸与を受けている警察手帳における階級英訳の記載については、本通達をもって直ちに変更することを要せず、採用、昇任等に伴う警察手帳の作成・更新の際に、本通達にのっとり英訳を記載することとして差し支えない。

(2) 公用旅券の取扱い

旅券法（昭和26年法律第267号）第4条第1項第1号及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第4条第1項（別添資料2）により、公用旅券の発給請求を行う際には、公用旅券発給請求書に官職の英訳を記載することとされており、同請求書に記載した官職の英訳が公用旅券に記載されることとなっているところ、現に警察官及び皇宮護衛官が発給を受けている公用旅券における階級英訳の記載については、本通達をもって直ちに変更することを要せず、今後、新たに行う公用旅券の発給請求の際に、本

通達にのっとり英訳を記載することとして差し支えない。

(3) 別訳の使用

警察官及び皇宮護衛官の階級等の英訳については、別紙に定める英訳の使用を原則とする。

ただし、国際会議、外国機関との協議等において、業務の円滑な遂行の観点から別訳の使用が適当と認められる場合には、別訳を用いて差し支えない。

**【継続措置】**

初回発出日：平成25年3月1日

(有効期間：平成31年3月31日)

継続措置日：平成31年3月29日

(有効期間：平成36年3月31日)

## 警察官及び皇宮護衛官の階級等の英訳

## 1 警察官の階級等

階級(等)	英 訳	参考 (従来 of 英訳)
警察庁長官	Commissioner General	Commissioner General
警視總監	Superintendent General	Superintendent General
警 視 監	Senior Commissioner	Superintendent Supervisor
警 視 長	Commissioner	Chief Superintendent
警 視 正	Assistant Commissioner	Senior Superintendent
警 視	Superintendent	Superintendent
警 部	Chief Inspector	Police Inspector
警 部 補	Inspector	Assistant Police Inspector
巡査部長	Sergeant	Police Sergeant
巡 査 長	Senior Police Officer	Senior Police Officer
巡 査	Police Officer	Police Officer

## 2 皇宮護衛官の階級等

階級(等)	英 訳	参考 (従来 of 英訳)
皇宮警視監	Imperial Guard Senior Commissioner	Imperial Guard Superintendent Supervisor
皇宮警視長	Imperial Guard Commissioner	Imperial Guard Chief Superintendent
皇宮警視正	Imperial Guard Assistant Commissioner	Imperial Guard Senior Superintendent
皇宮警視	Imperial Guard Superintendent	Imperial Guard Superintendent
皇宮警部	Imperial Guard Chief Inspector	Imperial Guard Inspector
皇宮警部補	Imperial Guard Inspector	Imperial Guard Assistant Inspector
皇宮巡査部長	Imperial Guard Sergeant	Imperial Guard Sergeant
皇宮巡査長	Imperial Guard Senior Officer	Imperial Guard Officer
皇宮巡査	Imperial Guard Officer	

警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）（抄）

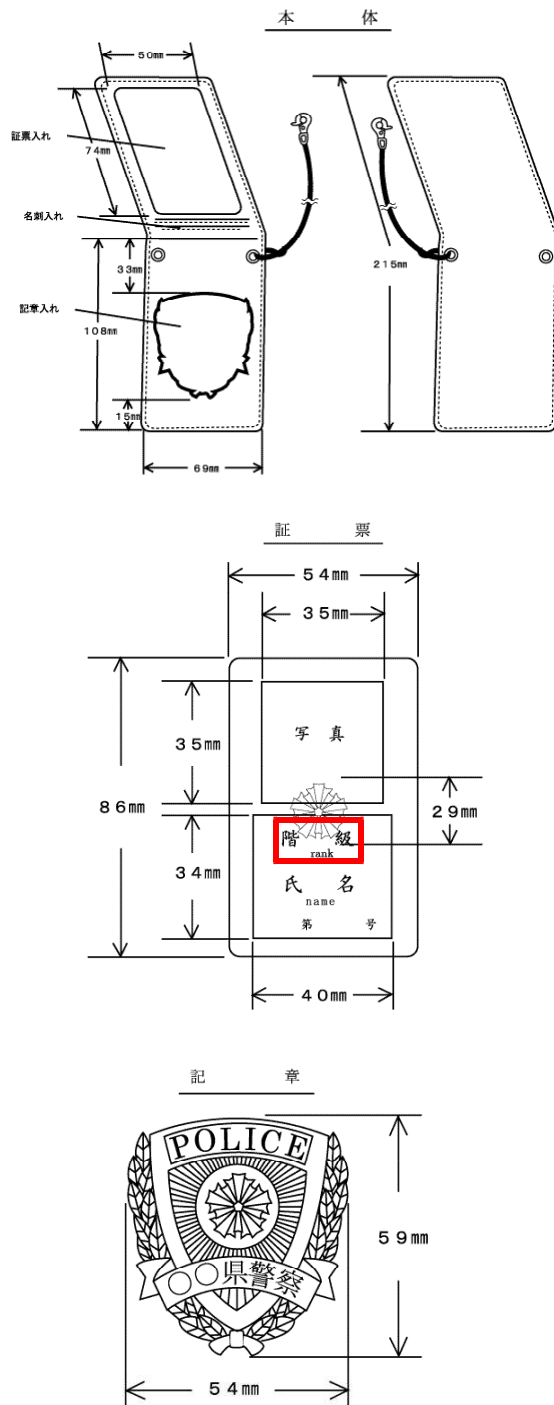
（警察官に貸与する警察手帳）

第二条 警察官に貸与する警察手帳の制式は、別図一のとおりとする。

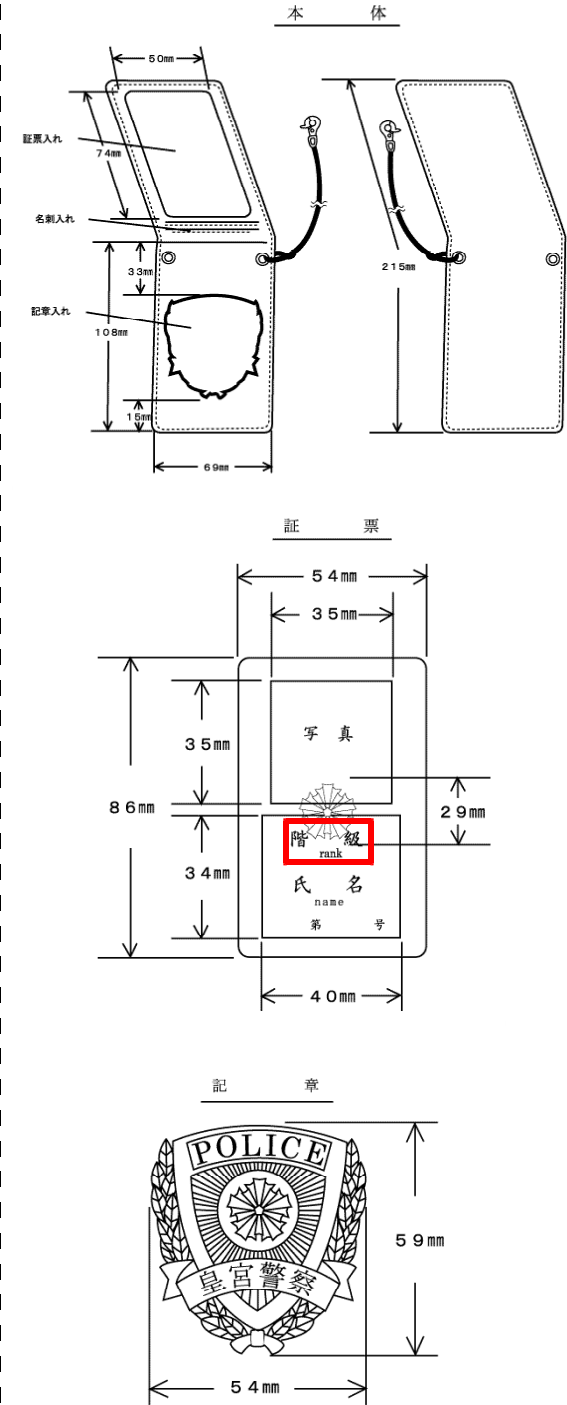
（皇宮護衛官に貸与する警察手帳）

第三条 皇宮護衛官に貸与する警察手帳の制式は、別図二のとおりとする。

別図一（第二条関係）



別図二（第三条関係）



旅券法（昭和26年法律第267号。以下同じ。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下同じ。）（抄）

旅券法

（公用旅券の発給の請求）

第四条 公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者が最寄りの領事館に出頭の上領事官に、次に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。

- 一 公用旅券発給請求書
- 二～四 (略)

旅券法施行規則

（公用旅券の発給請求）

第四条 法第四条第一項第一号の公用旅券発給請求書は別記第四号様式による一通とする。

- 2～4 (略)
- 別記第四号様式（抄）

別記第4号様式（第4条関係）

**公用旅券発給請求書**

**新規**

受理年月日	年 月 日	受理番	号	号	号	号	号	号	号	号
在外公館コード	区 分	1 A	2 B	3 C	4 D	5 E	6 F	7 G	8 H	9 I
発行年月日	交付年月日	旅券番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
氏名 (ヨミカタ) カタカナで記入。漢字及び半角カナは同一マス目内に「ガ」「ク」等と記入してください。 姓 (左詰めで記入) 姓 (伊蘭に記載のとおり、ない場合は記入してください) 名 姓 (ローマ字) 姓 (半角大文字で記入してください) 名 (半角大文字で記入してください)										
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 性別 (男) (女) 生 年 月 日 (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) (西暦) 本 籍 (市町村以下を記入してください) (郵便局番号を左詰めで記入してください)										
官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職	官 職 代 表 官 職
社 任 する 者 の 配 属 者 上 等 に 依 る 請 求 の 場 合 に は 社 任 する 者 (呼 び 寄 せ を 含 む) の 氏 名 を 記 入 し て ください。 名 (姓 の 順 に 旅 券 票 に 記 載 の と お り ローマ字 (半 角 大 文 字) で 記 入 し て ください。また、名 姓 の 順 に 一 行 だけ 記 入 してください)										
二 重 に 旅 券 の 発 給 を 受 け よ う と する 理 由 現 在 所 持 し て いる 旅 券 に つ い て 記 入 し て ください。 旅 券 番 号 (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦) (西 暦)										
外 務 省 の 渡 航 先 コー ド 表 に よ り 記 入 してください。 渡 航 先 コー ド 記 入 欄										
上 記 に 書 き きれ ない と き は 本 欄 に 渡 航 先 コー ド を 記 入 し て ください。また、渡 航 先 コー ド 表 に ない 渡 航 先 名 は 本 欄 に 記 入 し て ください。										
外 務 省 コー ド 欄 10 別 名 併 記 13 渡 航 先 限 定 15 層 外 表 示 OG 再 作 成 期 間 限 定 年 月 日										

(別記第4号様式)

**裏面も記入してください**

用紙の大きさはA4